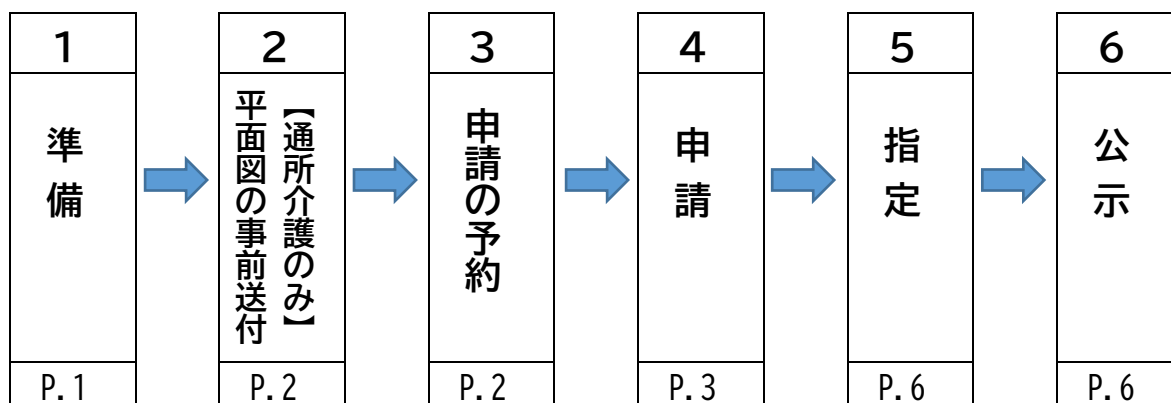


指定申請マニュアル（居宅サービス）

申請の流れ



I 準備

(1) 事業者指定の要件（基準）の確認

横浜市内で指定事業者となるためには、横浜市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

- 指定を受けるには、**申請者が法人**である必要があります。
 なお、法人の定款等（登記事項証明書等）の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づけていただいております。定款記載例をホームページに掲載しているので参照してください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>
 事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>0 サービス共通資料・様式等
 【<<参考>> 定款への事業名の記載について】
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/teikan_kakikata.pdf

- 基準に規定されている**必要な人員を満たし、設備を備える**必要があります。
- ★ 基準を確認するには・・・**基準条例をホームページで公表**しておりますので、ご確認ください。

横浜市役所トップページ >暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>
 条例・計画・協議会>条例・規則
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

- ★ 指定申請日までに必要となること
 - 人員の確保、賃貸借契約の締結、設備の設置、備品等の配置が完了していること。
 - 建物の建築・改修が完了し、関係法令（建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例等）、まちのルール（建築協定、地区計画等）への適合確認を終えていること。

(2) 指定申請書類の作成

ホームページに掲載している以下の資料を必ずお読みいただいたうえで書類を作成してください。

- ①「運営の手引き」
- ②「居宅サービス事業等における設備等のガイドライン」
- ③「留意事項」
- ④「申請書類作成のポイント」
- ⑤「必要書類一覧表」

※ 申請書類は、提出前に必ず申請者の控えを保管しておいてください。補正の依頼等、書類の記載内容を確認する際に必要となります。

2 平面図の事前送付 ★通所介護のみ対象★

- ※ 通所介護の申請を行う場合のみ平面図の事前送付が必要となります。
(通所介護以外のサービスを行う場合は平面図の事前送付の必要はありません)
- ※ 定員19名以上の通所介護のみ対象
(定員18名以下の場合は地域密着通所介護での申請が必要)

【指定申請スケジュール】に示す「図面事前送付期限」までに必要書類をメール又は郵送してください。

なお、事前送付がない場合は申請を受付できませんので、ご注意ください。

図面等の事前送付に当たっては、【平面図事前確認送付について】をご確認ください。

3 申請の予約

下記 URL より申請の予約をしてください。電話での受付は行いませんのでご了承ください。

また、受付フォームは期限を過ぎると自動的に受付ができなくなります。入力中に期限が過ぎても電話等で受付を行うことはできませんのでご注意ください。

【指定申請スケジュール】に示す申請の予約受付期間内に、申込みを行ってください。

★こちらからお申し込みください

[申請の予約案内ページ (横浜市電子申請・届出システム)]

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d41a221a-80fd-4c3e-bc24-7ae569a2e619/start>

※【指定申請スケジュール】に示す申請の予約受付期間外の時間は、エラーが表示されます。

4 申請

【指定申請スケジュール】に示す申請受付期限までに、申請書類一式を「郵送」、「直接来庁」又は「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」にて全ての書類をそろえた上でご提出ください。

(1) 提出方法

① 「郵送」又は「直接来庁」

【送付先（持込み先）】

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 16階

横浜市役所 健康福祉局 介護事業指導課 運営支援係 居宅班

※申請書類を直接市役所へ持参する場合は、市役所開庁時間内にお持ち込みください。

【横浜市役所開庁時間】月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで

（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）

※ご提出いただく際には、書類をフラットファイルやクリアファイル等に綴じないでください。

② 「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」

（G Biz IDや登記情報提供サービスの利用準備に時間がかかったことが理由であっても、本市は提出期限を過ぎての書類受付はできません。ご注意ください。）

【電子申請届出システム（厚生労働省）へログイン（外部サイト）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※本システムの操作方法については、以下に掲載している資料をご参照ください

- ・電子申請届出システム（厚生労働省）介護事業所向け操作ガイド

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.files/operation_guide.pdf

- ・電子申請届出システム（厚生労働省）操作マニュアル 介護事業所向け 詳細版

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.files/manual_shinsei_1_12.pdf

※本システムの仕組みやよくある質問については、以下に掲載している資料をご参照ください。

- ・電子申請届出システムの利用にあたってのG Biz IDの運用について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.files/operation_gbizID.pdf

(2) 必要書類について

申請書の作成にあたり、1. 必要書類一覧表、2. 留意事項、3. 申請書類作成のポイントを各サービスで作成していますので、ご活用ください。

なお、「要介護者を対象としたサービス」と『要支援者を対象としたサービス』の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合については、「要介護者を対象としたサービス」の人員基準及び設備基準を満たすことによって『要支援者を対象としたサービス』の基準も満たします。基本的に内容が同じものは1つにまとめ、「要介護者を対象としたサービス」の文言で記載しています。

※ 必要書類のうち「登記事項証明書（原本）」については、【登記情報提供サービス】の利用が可能です。これは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

横浜市に登記事項証明書（原本）を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を通知することで、横浜市が登記情報をシステム上で確認できるため、原本の郵送等が不要となります。

下記のリンクから登録方法等をご確認ください。

- ・ 登記情報提供サービスの登録等（外部サイト）

<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>

【登記情報提供サービスに関するお問合せ先】

以下のリンク先の問合せフォームや電話等（TEL:0570-020-220）によりお問合せください。

- ・ 登記情報提供サービスに関するお問合せのページ（外部サイト）

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

※ GビズIDや登記情報提供サービスの利用準備に時間がかかったことが理由であっても、本市は提出期限を過ぎての書類受付はできません。ご注意ください。

(3) 審査について

審査担当より補正内容等についての連絡をします。また、必要に応じ現地調査を行います。

(4) 補正書類の差替えについて

①申請を「郵送」または「直接来庁」で行った場合

電子メール（個人情報が入っている際にはパスワードの設定をお願いします）、FAX（個人情報が入っているものには使用できません）、郵送のいずれかの方法で提出をお願いします。

【送付先】

<メールアドレス>※件名に事業所名、本文に本市担当者の名前を入れてください

kf-kjkyotaku@city.yokohama.jp

<FAX>

045-550-3615

<郵送>

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 16階 横浜市健康福祉局 介護事業指導課 居宅班

②申請を「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」で行った場合

電子申請届出システム上で提出をお願いします。

(5) 手数料について

申請の際には、手数料の納付が必要です。**納付書を「申請の予約受付期間」最終日から5営業日以内に法人所在地または「申請の予約」で指定の住所宛に送付いたしますので、同封の案内に従いご対応ください。**納付が確認されない場合は申請を受理することができませんのでご注意ください。

なお、**申請手数料は返還いたしません。**取下げのうえ再申請の際は、改めて手数料が必要となります。

※ 金額については、下記 URL より「指定申請手数料について」をご確認ください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>

事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>0 サービス共通資料・様式等

【指定申請手数料について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/tesuuryouichiran.pdf>

5 指定

全ての審査を通過した事業所が、指定されます。

指定を受けた事業所に対しては、指定通知書等の書面を送付します。

※ 1日が祝日等であっても指定日は1日となります。

※ **事業所番号は指定日以前に口頭等でお知らせすることはできません。**あらかじめご了承ください。

6 公示

指定事業所名、事業所番号、所在地、サービスの種類等が横浜市ホームページに掲載されます。また、「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」へも情報提供しています。

【横浜市ホームページ】（指定日0時更新）

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>在宅・施設の福祉サービス>
在宅サービス事業者のご案内>新規指定・廃止の届出 事業所一覧>
居宅サービス（1）新規事業所一覧

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/zaitaku-zigyosya/itiran.html>

【介護情報サービスかながわホームページ】（指定月最初の営業日正午頃更新）

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/>